

令和元年6月10日

質 疑 回 答 書

- 1 公告番号 新潟市契約公告第41号
- 2 件 名 令和2年1月導入基幹系パーソナルコンピューター機器賃貸借
及び保守業務

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
本件は新規案件か更改案件か。更改案件の場合リースであったか。何年（何か月）利用したか。	リース更改案件であり、更改案件は2契約あります。利用期間は以下のとおりです。 契約1 77か月 契約2 48か月
賃貸借満了後の再リースの可能性はあるか。その場合、どれくらいの期間を想定しているか。	現段階では未定です。
データ消去作業場所について（甲の提供する作業場所）は1か所との認識でよろしいでしょうか。	現段階では1か所を想定しています。